

各施設光熱費精算計算書

指定管理料のうち、電気使用料金は下表「(ア) 市が示す値」、「(イ) 実績」及び「(ウ) 精算の考え方」に基づき精算を行うものとします。ただし、算出された精算額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

各施設各年度の収支予算書における電気使用料金には、下表「(ア) 市が示す値」にある「収支予算書に計上した電気使用料金【C】」の金額を計上してください。

なお、各施設にける「(ア) 市が示す値」、については、「市が設定した電気使用量1kWhあたりの設定単価【A】」は令和 7 年度の平均単価（年間支払い料金÷年間総使用量）を、「市が設定した年間電気使用量【B】」は令和 7 年度年間総使用量を基に決定しています。

【だんじり会館】

電 気 使 用 料 金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWh あたりの設定単価【A】: 30.36 円
	市 が 示 す 値	市が設定した年間電気使用量【B】: 291,090 kWh <u>収支予算書に計上した電気使用料金【C】 = 【A】 × 【B】 ÷ 8,837,000 円</u> 精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】 = 【B】 × 1.05 ÷ 305,645 kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】 = 【B】 × 0.95 ÷ 276,536 kWh
	(イ)	令和○年度中の年間電気使用量実績【α】 (kWh) 令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】 (円) 令和○年度中の電気使用量 1kWh あたりの平均単価【γ】 = 【β】 / 【α】 (円)
	(ウ)	- 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】を超えた場合、【U¹】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【U¹】) - 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】から精算の下限とする年間電気使用量【L¹】の範囲内の場合、令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 精算額 = 【C】 - 【β】 - 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L¹】を下回った場合、【L¹】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【L¹】) ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。

【市営駐車場】

電 気 使 用 料 金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWh あたりの設定単価【A】：32.70 円
	市 が 示 す 値	市が設定した年間電気使用量【B】：6,972 kWh 収支予算書に計上した電気使用料金【C】＝【A】×【B】≒ 228,000 円 精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】＝【B】× 1.05 ≒ 7,321 kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】＝【B】× 0.95 ≒ 6,623 kWh
	(イ)	令和○年度中の年間電気使用量実績【α】(kWh)
	実 績	令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】(円) 令和○年度中の電気使用量 1kWh あたりの平均単価【γ】＝【β】／【α】(円)
	(ウ)	精算の考え方 ・令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】を超えた場合、【U¹】までを精算対象とする。 精算額＝【C】－（【γ】×【U¹】） ・令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】から精算の下限とする年間電気使用量【L¹】の範囲内の場合、令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 精算額＝【C】－【β】 ・令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L¹】を下回った場合、【L¹】までを精算対象とする。 精算額＝【C】－（【γ】×【L¹】） ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。

【岸和田城】

電 気 使 用 料 金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWh あたりの設定単価【A】: 30.22 円
	市 が 示 す 値	市が設定した年間電気使用量【B】: 120,024 kWh <u>収支予算書に計上した電気使用料金【C】 = 【A】 × 【B】 ÷ 3,627,000 円</u> 精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】 = 【B】 × 1.05 ÷ 126,025 kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】 = 【B】 × 0.95 ÷ 114,023 kWh
	(イ)	令和○年度中の年間電気使用量実績【α】 (kWh)
	実 績	令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】 (円) 令和○年度中の電気使用量 1kWh あたりの平均単価【γ】 = 【β】 / 【α】 (円)
	(ウ)	精算の考え方 ・ 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】を超えた場合、【U ¹ 】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【U ¹ 】) ・ 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】から精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】の範囲内の場合、令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 精算額 = 【C】 - 【β】 ・ 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】を下回った場合、【L ¹ 】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【L ¹ 】) ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。

【二の丸広場観光交流センター】

電 気 使 用 料 金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWh あたりの設定単価【A】: 34.86 円
	市 が 示 す 値	市が設定した年間電気使用量【B】: 37,954 kWh 収支予算書に計上した電気使用料金【C】 = 【A】 × 【B】 ÷ 1,323,000 円 精算の上限とする年間電気使用量【U ¹ 】 = 【B】 × 1.05 ÷ 39,852 kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L ¹ 】 = 【B】 × 0.95 ÷ 36,056 kWh
	(イ)	令和○年度中の年間電気使用量実績【α】 (kWh)
	実 績	令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】 (円) 令和○年度中の電気使用量 1kWh あたりの平均単価【γ】 = 【β】 / 【α】 (円)
	(ウ)	精算の考え方 - 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】を超えた場合、【U¹】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【U¹】) - 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の上限とする年間電気使用量【U¹】から精算の下限とする年間電気使用量【L¹】の範囲内の場合、令和○年度中の年間電気使用料金実績【β】を精算対象とする。 精算額 = 【C】 - 【β】 - 令和○年度中の年間電気使用量実績【α】が、精算の下限とする年間電気使用量【L¹】を下回った場合、【L¹】までを精算対象とする。 精算額 = 【C】 - (【γ】 × 【L¹】) ※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。